



平成 25 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 百五銀行
 代 表 者 名 取締役頭取 上田 豪
 コード番号 8368 東証第 1 部 名証第 1 部
 問 合 せ 先 取締役経営企画部長 寺尾 正紀
 (TEL 059-227-2151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 198 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨の規定を定款第 32 条に新設するとともに、現行定款第 32 条以下の条数を順次繰り下げるものであります。なお、定款第 32 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

((注)下線部分は、変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案	変 更 理 由
第 4 章 取締役および取締役会 第 22 条～第 31 条 (条文省略) (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 第 22 条～第 31 条 (現行どおり) 第 32 条 (社外取締役の責任限定契約) 当銀行は、社外取締役との間で、 <u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>	社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を規定するものであります。
第 32 条～第 49 条 (条文省略) (以上)	第 33 条～第 50 条 (現行どおり) (以上)	定款第 32 条の規定を新設したことにより、条数を順次繰り下げるものであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 21 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 21 日 (金)

以上